

知多市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び知多市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 2 0 号

知多市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成
の公営に関する条例及び知多市の議会の議員及び長の選挙におけるビ
ラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(知多市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に
関する条例の一部改正)

第 1 条 知多市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公
営に関する条例（平成 5 年知多市条例第 2 号）の一部を別紙 1 のとおり改正す
る。

(知多市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
の一部改正)

第 2 条 知多市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例（平成 1 9 年知多市条例第 1 2 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の知多市の議会の議員及び長の選挙における選挙運
動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の
知多市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の
規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。